

灘中学校・灘高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

灘中学校・灘高等学校(以下、本校という)は、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」に則り、文部科学省が令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を尊重しつつ、いじめ防止などに対する最大限の努力を行う。他者の権利を侵害するいかなる行為も決して許さず、本校生徒一人一人の尊厳を守るため、建学の精神に基づいた基本的な方針を次のように定め、いじめの防止対策を効果的に推進する。

I いじめの基本認識

1 いじめとは

①「いじめ」の定義

上記の法に基づいて、「いじめ」とは、「生徒に対して、他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

②「いじめ」の態様

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

[抵触する可能性のある刑罰法規]

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる | [→脅迫、名誉毀損、侮辱] |
| ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる | |
| ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | [→暴行] |
| ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | [→暴行、傷害] |
| ・ 金品をたかられる | [→恐喝] |
| ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | [→窃盗、器物破損] |
| ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | [→強要、強制猥褻] |
| ・ パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる | [→名誉毀損、侮辱] |

したがって、表に現れた物理的・身体的な被害の程度とはべつに、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切である。

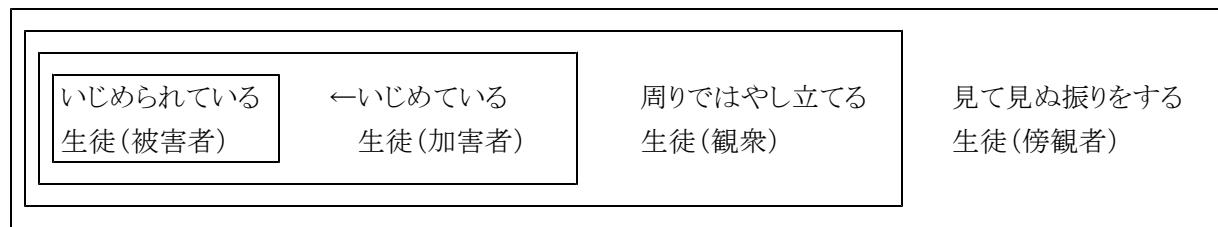
③「いじめ」の共通認識

以上のことと踏まえた上で「いじめ」について次のような共通理解を持つ必要がある。

- 1) いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起これ得るものである。
- 2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 3) いじめは個人の性向などの問題ではなく、集団の構造的問題である。
- 4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- 5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する犯罪行為である。
- 6) いじめは多くの生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験することが多い。
- 7) いじめは暴力を伴わないものでも、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命・身体に重大な危険が生じる。
- 8) いじめは学校(教職員・生徒)のみならず、保護者、行政、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、場合によっては外部の専門家とも一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの構造

「いじめ」は、いじめられている生徒と、いじめている生徒(たち)との関係だけではなく、次のような「四層構造」になつていると捉えねばならない。



観衆や傍観者の立場にいる生徒たちも、結果として「いじめ」を助長していることになる。

また、被害者も加害者も比較的短期間で大きく入れ替わることもあるので、どの生徒も、被害者はもちろん、加害者にもなり得ることを理解しなければならない。したがって、特定の「いじめっ子」や「いじめられっ子」だけの問題として処理するのではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取り組みを行わねばならない。また、この「傍観者」から、「いじめ」を抑止する「仲裁者」への転換を促すことも重要である。

3 見えにくいいじめ

①暴力をともなう「いじめ」

行為自体は周りの者も気づきやすいが、単発的な「けんか」として処理してしまい、「いじめ」を見のがしてしまうこともある。被害者も場合によっては、人間関係を壊さないために「いじめではない」「大丈夫、問題ない」と答えることが多い。

②暴力をともなわない「いじめ」

暴行や傷害をともなうような「いじめ」は例外的であり、多くの「いじめ」は、「からかい」「いじわる」「陰口」「仲間はずれ」「無視」「いたずら」「嫌がらせ」など、暴力をともなわない行為が中心である。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「些細なこと」・「単なる悪ふざけ」・「日常によくあるトラブル」に見えることも多く、時には好意的な意味合いでも行われる行為であったりもするので、「いじめ」と気づかずに見過ごしやすい。しかし、こういう些細に見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、苛立ち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感などががつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることになるのである。

③被害者も自ら訴えることは少ない。

被害者は、「第三者に話すこと 자체恥ずかしい」、「いじめられる自分はだめな人間だと思い込む」、「訴えたらその仕返しが怖い」、「自尊心を傷つけられたくない」、「訴えても大人は信用できない」、「自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥る」などといった心理状態になり、「いじめ」の事実を言えないことが多い。屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもある。また、ストレスや欲求不満を、ほかのものに向けることもある。

以上のような要因で見えにくい「いじめ」に対しては、「どんな些細な予兆も見逃さず対処する」という姿勢が大切であるが、そこには限界もあるということも認識せねばならない。

4 いじめ加害の要因

生徒を「いじめ加害」に向かわせる要因として、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の三つがあげられている(国立教育政策研究所の生徒指導リーフ「いじめの未然防止Ⅰ」による)。「競争的価値観」の支配するなかで、勉強・教師・友人・家族などに関する嫌な出来事が「ストレス状態(イライラ感、無気力感、身体の不調など)」を引き起こし、そのはけ口の一つに「いじめ加害」があるわけである。

したがって、「いじめ」向かわせないためには、ストレスを生まない学校づくりをするとともに、少しくらいのストレスがあつても負けない精神を育むことが大切である。

II 未然防止

前項で見た「いじめ」の特徴から、「いじめ問題」の対処法としては、「発生してから対応する」という「事後対応」よりも、「いじめを生まない学校風土を作る」すなわち「未然防止」こそ大切であるという発想の転換が必要であることがわかる。

1 豊かな心の育成

①「自己有用感」「自己存在感」

「自分も認めてもらっている」、「自分も大切にされている」といった思いがあつて初めて、他者を認めたり大切にしたりできるわけで、そういう、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる環境を作り上げねばならない。また、そういう互いを認め合える人間関係や学校風土を、生徒自らが作り出していくことが望ましい。

②「自己実現」

生徒の自発的・自治的活動を保障し、すべての生徒が活躍できる場面を準備することにより、生徒が「自己実現」の喜びを味わうことができるようになることが大切である。そのためには、挑戦のしがいがあり、また達成感の期待できる取り組みを数多く提供し、生徒自らが自分の社会的資質を伸ばすとともに、さらなる社会的能力を獲得していくこと、さらには、それらの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら、自分の幸福と社会の発展を追求していく大人になることを目指させねばならない。

③「共感的人間関係」

学校生活の中で、他者と関わる機会を多く設けることにより、人間関係の深化が得られるよう工夫していくことが必要である。協力し助け合いつつ、互いの良さを認め合って取り組むなかで、教師と生徒の信頼関係および生徒相互の「共感的な人間関係」を育てていかねばならない。また、トラブルが起きることも含めて集団というものを受け入れ、かつトラブルを回避するために自分はどうすべきかに気づくこと、またそこから生じるストレスをうまくコントロールできることも大切である。

以上の三つのポイントから「豊かな心の育成」を図るためにには、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、「なすことによって学ぶ」の精神で主体的に参画させ、「自己決定」の場や機会をより多く用意する必要がある。具体的には、通常授業・部活動・ホームルーム活動などの、日常の教育活動に加え、土曜講座や生徒会活動・ボランティア活動、また文化祭・体育祭・学芸祭・オリエンテーション・遠足・野外活動・修学旅行・甲南定期戦・校内スポーツ大会・駅伝大会などの各種学校行事をよりいっそう充実したものにし、豊かな集団体験を重ねさせることである。そのなかで、一人一人の個性を伸ばし、自信を持たせ、相手の気持ちを思いやる力や相手を傷つけずに自分の考えを表現する力、すなわちコミュニケーション能力を育んでいくのである。そして学校を「自己の存在感を実感し精神的に安心していられる場所」、「充実感の得られる落ち着ける場所」にしていくのである。そういう学校風土のなかでは、「いじめ」に向かう雰囲気は起こりにくいはずである。

2 情報モラル

①情報教育の充実

「情報」や「技術・家庭」の授業においてモラル教育の充実を図る。「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習するなかで、インターネットの危険性やネット上のトラブルについて学ばせ、有益なツールとして活用する態度・能力を育てることが必要である。

②保護者への啓発

家庭でのコンピューターや携帯電話などの使用に関しては、管理者たる保護者との連携が大切である。すなわち、「青少年インターネット環境整備法」や「兵庫県青少年愛護条例」などの法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。また、フィルタリングなど生徒を守るためのルールづくりを行い、その実行を保護者が見守るなど、家庭での指導も不可欠なので、保護者会その他の機会を捉えて情報を共有し、協力を依頼する。

3 教員研修

教職員が人権感覚を磨き、共通理解と対応能力の向上を図るため、「いじめ」をはじめとする生徒指導上の諸問題についての教員研修を適宜行う。校内での研修はもとより、外部での研修にも積極的に参加できる体制を整える。

「いじめ」を助長するような教職員の不適切な認識や言動など、指導の在り方に注意を払うためにも、各種研修を通じて指導スキルやカウンセリング・マインドの向上を図る。また、具体的な事例研究などを通じて「いじめの認知能力」を高めることも必要である。

III 早期発見

日々の教育活動を通して生徒の変化に絶えず気を配り、生徒の課題を早期に発見すること、および発見後は、速やかに対応することと、全教職員が確実に共有することが要求される。

1 教職員による発見

一般に隠匿性の高い「いじめ」に対するには、生徒の些細な変化に気づくことが何より重要である。担任や部顧問としての日常の観察のなかで、生徒の人間関係の把握に努め、気になる変化・気になる行為を見逃さず、生徒からのかすかなサインに気づかねばならない。また、「個人面談」や各種の「アンケート調査」などを通じて、発見に努めることも必要である。それゆえ、教職員には、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力が求められる。

幸い本校は、担任団完全持ち上がり制という、長期にわたって途切れなく生徒の成長を見つめることができる体制をとっている。また教職員がゆとりをもって生徒と向き合う時間を確保しやすい勤務体制でもある。さらには全教員が一つの職員室を使用しているので意思疎通がはかりやすいというのも大きな利点である。これらの特徴をこれまで以上にうまく生かして、「いじめ」対策に臨むことが期待される。

2 生徒からの情報

みずから訴えにくい「いじめ」問題に関しては、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」、「いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為である」、「直接の担任でなくても、自分の話しやすい人に相談すればよい」ということなどを生徒に徹底して伝えておくことが大事である。またそのためには、日頃からの声かけなどにより良好な信頼関係を築いておくことも大切である。これは被害生徒本人からだけでなく、同級生からの訴えをしやすいようにするためにも必要なことである。また、訴えがあったときには、たとえ些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく学年担任団として共有することも大切である。そういう取り組みを積み重ねることによって、気軽に何でも相談できる学校・学年の雰囲気を作り上げていく。

3 保護者からの情報

保護者会で、家庭での「いじめ」サイン例を伝えるなど、日ごろから啓発活動につとめ、家庭において「いじめ」の訴えがあつたり、「いじめ」のサインを見つけたりした場合の、保護者からの相談受け入れ体制を整える。ここでも日ごろの信頼関係が大切である。

4 その他

①スクールカウンセラーや外部組織

教職員以外の相談先として、現在設置しているスクールカウンセラーをもっと気軽に利用できるよう呼びかける。また、以下のような外部組織があることも周知させる。

・24時間いじめ相談ダイヤル	0120-0-78310
・子どもの人権110番	0120-007-110
・ひょうごっ子悩み相談センター	0120-783-111
・こうべっ子悩み相談「いじめ・体罰・こども安全ホットライン」	0120-155-783
・ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）	0120-786-109
・神戸いのちの電話	078-371-4343
・ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談	078-341-1324
・兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」	078-341-8227

②地域からの情報

地域の方から、通学時の様子などの情報を得られることにも気を配る。

③ネットパトロール

インターネットの危険性やネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、ネット上に不適切な書き込みなどがないか、日ごろから気をつけることも必要である。

IV いじめに対する措置

1 いじめ発見・通報を受けたときの対応

相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。場合によっては、一時的に危険を回避できる時間や場所を設定するなど、被害生徒の安全を確保するよう配慮し、全力で守る手だてを考える。いじめを知らせてきた生徒に対しても同じように、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を設定したり、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝えたりして安心させる。

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任等に報告し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署や少年サポートセンターなどと相談し、対応方針を検討する。

2 被害生徒への対応

事実関係を客観的に把握することから始めるが、本人の心のケアにも十分に留意し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「被害生徒の立場」に立った支援をする。その際、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して、生徒に寄り添い支える体制を作ったり、場合によっては、加害生徒の別室指導や出席停止などにより、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することも必要である。

被害生徒の保護者に対しては、事実を迅速に正確に伝えることが大事である。直接会って、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。学校の指導方針や解決策について説明とともに、保護者の心情や要望を十分に聴いたうえで、今後、家庭と連携・協力して根本的な解決を図るために方法を話し合う。

3 加害生徒への対応

「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で、速やかに「いじめ」を止めさせ、自らの行為の責任を自覚させて、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。一方で、加害生徒の内面を理解し、その生徒が抱える問題など、「いじめ」の背景にも目を向け、その生徒の健全な人格の発達に配慮する。

加害生徒の保護者に対しては、事実を確認したのち速やかに面談し丁寧に説明する。「いじめ」が重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、継続的に家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

「いじめ」をはやし立てたり、黙認する行為も、「いじめ」を肯定していることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。そういう「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられることから、どうすれば根本的な解決になるかを考えさせるなかで、自分たちで「いじめ問題」を解決する力を育成することが大切である。「いじめ」を受けている生徒を助けることは、「いじめ」を行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせるなど、生徒の人格の成長に主眼を置いて、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。

5 「ネット上のいじめ」への対応

①ネット上に不適切な書き込み等があつた場合

- ・問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存して記録する。
- ・関係生徒からの聞き取り等の調査をする。
- ・「いじめ対策委員会」において対応を協議する。
- ・当該生徒・保護者の精神的ケア等必要な措置を講ずる。
- ・書き込んだ者への対応については、上記「加害生徒への対応」に準じる。

②不当な書き込みや画像への対処

- ・被害の拡大を防ぐためには、書き込みなどの削除を迅速に行う必要があるため、被害にあつた生徒の意向を尊重しつつ、削除要請等を管理者へ連絡する。
- ・学校や保護者だけでは解決困難な場合も多いので、必要に応じて、所轄警察署や法務局人権擁護部等、外部機関と連携して対応する。

V 組織

「いじめ」対策への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ」問題に特化した組織を設置する。この組織を中心として、教職員間の共通理解を進め、すべての教職員が組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築していく。

1 名 称

名称を「いじめ対策委員会」とする。

2 構成員

校長、教頭、生徒指導部長および副部長、スクールカウンセラー、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭を基本構成員とする。必要に応じて弁護士、学年担任、クラブ顧問、なども加わる。

3 役 割

「いじめ防止基本方針」の策定および見直し、いじめの未然防止、いじめ問題の迅速な対応、情報の収集と記録、教職員の資質向上のための研修、各取り組みの有効性の検証、いじめに係わる学校評価、など。

(「組織と対応」参照)

VI 重大事態

「いじめ」の中には、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態に対しては、以下のように対応する。

1 重大事態の定義

いじめの「重大事態」を、法に基づいて次のとおり定義する。

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 生徒がいじめが原因で相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき
「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合は、状況により判断する。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

2 重大事態対応プロジェクトチーム

「いじめ対策委員会」を中心とした、調査の公平性・中立性を確保するために、弁護士、心理や福祉の専門家で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係のない人(第三者)を加えた、「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

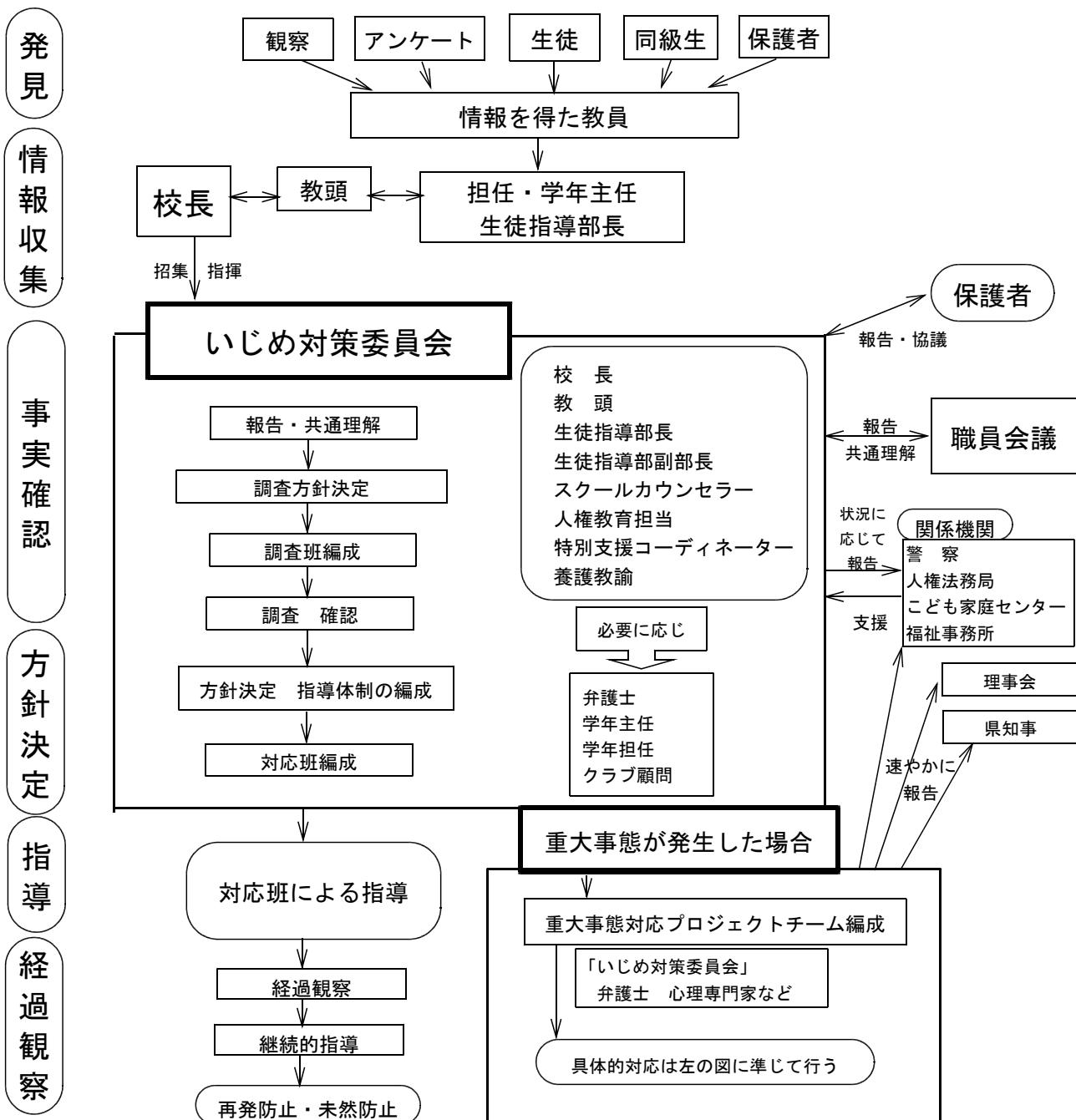
3 問題解決への対応

発生事案について、「重大事態対応プロジェクトチーム」は、理事会や県知事に重大事態発生の報告をするとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

具体的には、アンケートの実施などによる情報の収集と事実の整理・記録、県および警察等の関係機関との連携、関係生徒への指導、関係保護者への対応、全校生徒への指導、全校保護者への対応、マスコミへの対応などが考えられる。

その際、事実関係その他の必要な情報を速やかに適切に関係者に提供する。また、再発防止への取組みとして、問題の背景・課題の整理、教訓化などを行い、取組の見直し、改善策の検討・策定を行う。

組織と対応



関係機関一覧

兵庫県総務部教育課私学教育班	078-362-3104
東灘警察署生活安全課少年係	078-854-0110 (代)
神戸東部少年サポートセンター	078-241-6200
神戸市こども家庭センター	078-599-7300
兵庫県警本部サイバー犯罪対策課	078-341-7441 (代)
東灘区社会福祉協議会	078-841-4131
神戸地方法務局	078-392-1821